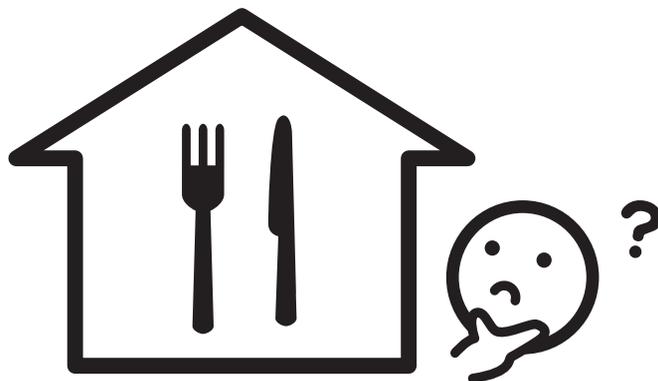


# 2020年4月飲食店は原則**屋内禁煙**に！ あなたのお店はどうしますか？



全面禁煙

- ・お客に喜ばれる
- ・人口の85%が非喫煙者
- ・利用客は減らない、増える(\*2)
- ・従業員の健康が守られる
- ・余計な費用がかからない
- ・店内がきれいに保たれる
- ・料理の味や香りが生きる
- ・どの世代も利用しやすい
- ・喫煙所撤去や壁紙張り替え費用に補助金が出る(千葉市\*3)



店内に喫煙専用室設置  
(または、指定たばこ専用喫煙室)

- ・基準を満たす喫煙室設置に費用がかかる(補助金以外の費用負担が必要)
- ・喫煙室の出入りで店内の空気が汚染される
- ・維持に費用と手間がかかる
- ・20歳未満は喫煙室立入不可(従業員の清掃作業も不可)
- ・清掃が従業員の士気低下に
- ・健康志向の人に敬遠される



喫煙(従業員なし/小規模店\*1)

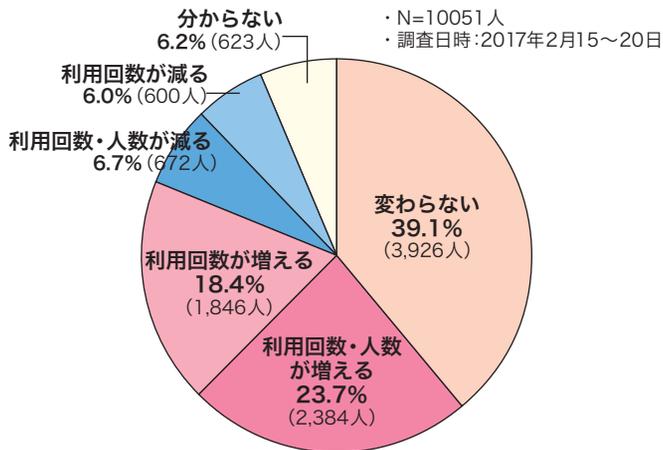
- ・狭い店ほど煙がこもる
- ・店主、お客の健康を損なう(\*4)
- ・お客が喫煙者ばかりになる
- ・人口の85%が非喫煙者(大多数のお客を逃す)
- ・時流に乗り遅れる
- ・20歳未満は立ち入り不可
- ・保健所に届出が必要
- ・店頭表示がないと罰則対象に
- ・タバコ離れ若年世代が来ない



2020年4月の施行前に、東京都では2019年9月から店頭表示が義務に！  
この機会が「**全面禁煙**」のチャンスです！

\*1 喫煙を認める例外は、東京都と千葉市は「従業員がいない(個人・家族経営)」場合のみ。国の基準は、「小規模店(客席面積100平米以下、資本金5000万円以下)」かつ「既存店」のみ。店頭表示が義務。保健所に届出が必要。 \*2 「利用客は減らない、増える」裏面グラフ参照。  
\*3 千葉市は、飲食店を全面禁煙にするための費用(喫煙所撤去や壁紙張り替えなど)に補助率9割。 \*4 お客からのタバコの煙で、店主がCOPD(慢性閉塞性肺疾患)などの重篤なタバコ関連の肺疾患を発症する事例が多く報告されている。とくに狭い店舗に多い。

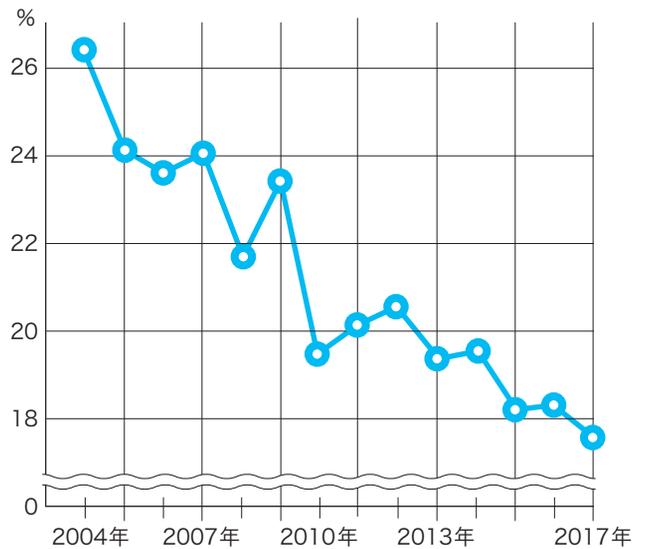
## 禁煙後の飲食店利用の変化 (1万人調査) <利用客は変わらない、増えるが8割以上>



「2017 受動喫煙，全国調査」禁煙店になったと仮定した利用志向調査  
 九州看護福祉大学 川俣幹雄 教授らの共同研究グループより 引用・作図

飲食店を禁煙にした後に利用人数の変化を調査したグラフです。  
 「変わらない」「増える」の合計は81.2%、「減る」の合計は12.7%でした。  
 タバコを吸わない人は 85%ですから、当然の結果かもしれません。

## 国内の喫煙者の割合は低下傾向



厚生労働省「国民健康・栄養調査」結果の概要より引用・作図

成人喫煙者の割合は17.7%、年々減り続けています。喫煙専用室にかかる費用が無駄になるだけでなく、メンテナンスや清掃の人的費用や手間もかかります。また、喫煙室から漏れ出る煙（新型タバコも含む）も有害です。

## 2020年4月から飲食店は原則**屋内禁煙**です (東京都は 2019年9月から店頭表示が義務)

<喫煙を認める例外>

東京都・千葉市の条例	「従業員がいないお店」(個人・家族経営)
国の法律	「小規模店」(客席面積 100 平米以下、資本金 5000 万円以下) かつ「既存店」

上記例外以外は、全て「屋内禁煙」になります。2020年4月以降に開業する「新規店」は全て屋内禁煙です。例外に該当したとしても、この機に禁煙を選ぶことをおすすめします。

85%の人がタバコを吸わない時代になりました。2017年の成人の喫煙者の割合は 17.7%。年々減り続けています。

2020年4月から、飲食店は原則屋内禁煙になり、東京都では 2019年9月から、店頭表示が義務になります。飲食店を経営する方は、「全面禁煙」か「店内に喫煙専用室を設置」するか「喫煙」にするかを選択し、店頭に表示しなければなりません。

おすすめは「全面禁煙」です。この時期に全面禁煙を導入することは、利用客側にも抵抗感がなく、チャンスといえます。千葉市では、「喫煙所撤去」や「壁紙の張り替え」など、全面禁煙にするための費用に9割の補助金が出ます。

一方、店内に「喫煙専用室」を設置するには、厳しい基準を満たした設備を導入しなければなりません。どのような設備でも、喫煙する人の出入りや、喫煙直後 30 分間は呼気からも有害な煙が出てしまいます。「新型タバコ」にも同様に有害化学物質が含まれるため(減っている化学物質もあれば、増えている化学物質もあり、ニコチンは同程度含まれる)、空気の汚染は避けられません。店内の空気が淀んでいれば、女性など一定の利用客からは敬遠されてしまいます。喫煙専用室の設置に補助金が出ても、一部費用は負担しなければならず、店舗数の多いチェーン店等では多額の負担に。年々喫煙者が減っていく中、設置にかけた費用が無駄になるだけでなく、メンテナンスや清掃費用など、後々まで継続的に費用がかかってきます。喫煙専用室には「20歳未満」の立ち入りが法律で禁止されるため、清掃作業はさせられません。喫煙可能な飲食店は当分の間の「経過措置」なので、いずれは禁止となり、撤去となる日が来るでしょう。

さあ、思い切って「全面禁煙」を選択しませんか？

『全面禁煙 みんなでやれば こわくない』

千葉市では「喫煙所撤去」や「壁紙張り替え」に補助金が出ます！

